

振動障害者の社会復帰を目的とする援護金制度

この制度の趣旨・目的

振動業務に従事したことにより振動障害にり患し、当該振動障害が治ゆ[※]した方について、日常生活への復帰も含めた社会復帰をより一層促進させる観点から、就職準備金その他移転等に要する費用として、振動障害者社会復帰援護金を支給します。

※労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治ゆ」（症状固定）といいます。

対象者

療養期間が1年以上の振動障害者であって、振動障害が治ゆした方（申請時点で治ゆ後1年以内である場合に限る）に支給します。

ただし、過去の制度に基づく振動障害者社会復帰特別援護金の支給を受けた方や、雇用保険法等に基づく類似の手当等を受給できる方は除きます。

支給額

労働者災害補償保険法第8条による給付基礎日額[※]を、治ゆとなった日の年齢によって規定された日数に乗じた額を支給します。なお、いずれの場合も**300万円が上限額となります**。

- ・ 65歳以上の方には、給付基礎日額の120日分
- ・ 65歳未満の方には、給付基礎日額の200日分

※基本的に、労働災害によって負傷した日または診断によって疾病の発生が確定した日から起算して、被災前の直前の賃金締切日から3か月間に支払われた賃金の総額を、3か月の暦日数で割ったもの

申請方法

振動障害者社会復帰援護金の支給を希望する場合は、「振動障害者社会復帰援護金申請書」（社援様式第1号）を添えて、療養（補償）等給付の支給決定を行った労働基準監督署を経由して都道府県労働局長（以下「労働局長」）あてに申請してください。申請の結果は、労働局長から「振動障害者社会復帰援護金支給・不支給決定通知書（社援様式第2号）」により申請者に通知します。

なお、申請は、**振動障害が治ゆした日から1年以内**に行う必要がありますので、ご注意ください。

■ このリーフレットに関するお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

■ このリーフレットは、以下のウェブサイトに掲載しています
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-5.html>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署



(2022.02)

振動障害者を雇用する事業主に対する援護金制度

この制度の趣旨・目的

振動業務に従事したことにより振動障害を発症した振動障害者の職業復帰促進を目的に、振動障害者を雇用する事業主に対して「**振動障害者雇用援護金**」を支給します。

援護金の内容

振動障害者雇用援護金には「振動障害者職業転換援護金」、「振動障害者訓練・講習等経費」、「振動障害者指導員経費」の3つがあります。

いずれも、振動業務に従事したことにより振動障害を発症した後、労災保険から療養（補償）等給付を受けて、症状が軽快もしくは治ゆ[※]した振動障害者を、再就労させるもしくは新たに雇い入れ、援護金が支給された後も引き続きこの振動障害者を雇用する事が確実である事業主に、その賃金額の一部を支給します。

ただし、都道府県労働局長が、支給することは適当でないと認めた場合には支給されません。
[※]労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治ゆ」（症状固定）といいます。

振動障害者職業転換援護金

支給要件

- a～dのすべての要件を満たすこと。
- a 労働者災害補償保険法の適用事業主であること。
 - b 職業転換援護金（以下「転換援護金」）の支給対象期間後も引き続き相当期間、職業転換した労働者を雇用することが見込まれるまたは一定の時期に雇用することが確実である事業主。
 - c 当該労働者に対し、適切な労務管理を行える体制が整っていること。
 - d 次の書類を整備していること。
 - ・当該労働者の就労状況が日ごとに明らかな出勤簿等の書類
 - ・当該労働者に支払われる賃金について、基本賃金とその他の諸手当が明確に区分される賃金台帳

支給額

職業転換した労働者を雇い入れた日から1か月ごとに対象労働者に対して支払った賃金の3分の1の額（**上限額80,000円**）。

中小企業事業主は、労働者の賃金の2分の1の額（**上限額100,000円**）。

※支給対象期間は最大12か月

申請方法

転換援護金の申請者は、**職業転換の事実が発生した起算日から1か月以内**に対象労働者を就労させる事業場の所在地を管轄する労働基準監督署を経由して、都道府県労働局長あてに以下の書類を添えて、申請してください。

- ・職業転換援護金受給資格承認申請書（雇援様式第1号）
- ・雇入通知書（別紙参考）の控えまたは写し

申請の結果は、都道府県労働局長から「振動障害者職業転換援護金受給資格承認・不承認決定通知書（雇援様式第2号）」により申請者に通知します。

費用の請求

転換援護金の申請者は、職業転換した労働者に関わる**最後の賃金支払日から1か月以内**に当該労働者を就労させる事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、都道府県労働局長あてに以下の書類を添えて、申請してください。

- ・振動障害者職業転換援護金支給申請書（雇援様式第3号）
- ・賃金台帳の写し



ひとくらし、あすのたためし。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

▶ 裏面もご覧ください

振動障害者訓練・講習等経費

支給要件	前ページ「振動障害者職業転換援護金」の支給要件a、c、dに加えて、以下の要件を満たすこと。 b 対象労働者に対し、振動業務以外の業務に就労させるための訓練、講習等を受講させ、または実施した事業主。
支給額	労働者1人当たり訓練、講習等に要した費用の額の3分の2の額（中小企業事業主は、支払った額の4分の3の額）。 上限額は100,000円 です。 ※ 支給対象期間は最大12か月
申請方法	訓練、講習等経費申請者は、 訓練講習等開始前 に対象労働者を就労させる事業場の所在地を管轄する労働基準監督署を經由して、都道府県労働局長あてに以下の書類を添えて、申請してください。 ・振動障害者訓練、講習等経費受給資格承認申請書（雇援様式第4号） ・対象労働者名簿（出席予定者名簿） 申請の結果は、労働局長から「振動障害者訓練、講習等経費受給資格承認・不承認決定通知書（雇援様式第5号）」により申請者に通知します。
費用の請求	訓練、講習等経費申請者は、 訓練、講習等に関する最後の費用支払日から1か月以内 に当該労働者を就労させる事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を經由して、都道府県労働局長あてに以下の書類を添えて、申請してください。 ・振動障害者訓練、講習等経費申請書（雇援様式第6号） ・賃金台帳の写し ・訓練、講習等に要した経費を証明できる書類

振動障害者指導員経費

支給要件	前ページ「振動障害者職業転換援護金」の支給要件a、c、dに加えて、以下の2要件を満たすこと。 b 対象労働者に対し、職業生活に関する相談及び指導の業務を行うための指導員を委嘱等した事業主。 e 振動障害者または振動障害者であった人を、5人（うち対象労働者3人以上）以上雇用する事業主。
支給額	指導員経費の支給額は、1事業場1か月当たり指導員の委嘱等に要した費用の額の4分の3の額（ 上限額150,000円 ）。 ※ 支給対象期間は最大12か月
申請方法	指導員経費申請者は、 指導員を雇い入れ、または委嘱した日から起算して1か月以内 に対象労働者を就労させる事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を經由して、都道府県労働局長あてに以下の書類を添えて、申請してください。 ・振動障害者指導員経費受給資格承認申請書（雇援様式第7号） ・対象労働者名簿 申請の結果は、労働局長から「振動障害者指導員経費受給資格承認・不承認決定通知書（雇援様式第8号）」により申請者に通知します。
費用の請求	指導員経費申請者は、 指導員経費支給対象期に関する最後の費用支払日から1か月以内 に当該労働者を就労させる事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を經由して、都道府県労働局長あてに以下の書類を添えて、申請してください。 ・振動障害者指導員経費支給申請書（雇援様式第9号） ・賃金台帳等の写し ・指導員に支払った経費に関する領収書等の写し

■ このリーフレットに関するお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ（上段リンクは左QRコードに対応しています。）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

■ このリーフレットは、以下のウェブサイトに掲載しています

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-5.html>



(2022.02)

労災はり・きゅう施術特別援護措置制度

この制度の趣旨・目的

業務災害、通勤災害または複数業務要因災害で頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等の傷病にり患し、治ゆした後も疼痛、しびれ、麻痺等の障害が残っている方の症状を軽減させるため、「**労災はり・きゅう施術特別援護措置**」を行います。

対象者

以下の要件をすべて満たす方が、労災はり・きゅう施術特別援護措置の対象者となります。

- ①～④のいずれかの傷病がある方
 - ① 頭頸部外傷症候群
 - ② 頸肩腕症候群
 - ③ 腰痛
 - ④ 振動障害
- 労働者災害補償保険法の障害（補償）等給付の支給決定を受けた方、または受けると見込まれる方（傷病が治ゆ※した方に限る）
- はり・きゅう施術を必要とする方

※労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治ゆ」（症状固定）といいます。

申請方法と援護の流れ

労災はり・きゅう施術特別援護措置を希望する場合は、療養（補償）等給付の請求を行った労働基準監督署長（以下「監督署長」）の管轄区域を管轄する都道府県労働局長（以下「労働局長」）あてに以下の手順に従って、申請してください。

申請が承認・決定されると、施術を受けることができます。

1 申請（治ゆした日の翌日から起算して2年以内）

- ・ 労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書（様式第2号）

療養（補償）等給付としてはり・きゅう施術を受けたことがない方は、以下の書類も添付してください。

- ・ 労災はり・きゅう施術特別援護措置診断書（様式第3号）

2 申請の承認決定・通知

申請が承認決定されると、申請者に以下の書類が送付されます。

- ・ 労災はり・きゅう施術特別援護措置承認決定通知書（様式第4号（1））

3 労災はり・きゅう施術を受ける

2の通知書を施術所に提示すると、**労働局長の指定を受けた施術所で、1年以内の施術期間内に原則1月に5回まで**労災はり・きゅう施術を受けることができます。

▶ 裏面もご覧ください

申請方法と援護の流れ（続き）

労災はり・きゅう施術は、労働局長の指定を受けた施術所で、1年以内の施術期間内に受けることができます。

施術所の変更

やむを得ない事由で施術所の変更を希望する場合は、労働局長あてに以下の書類を添えて、提出してください。

- ・ 施術所変更申請書（様式第5号）
- ・ 労働局長が支給決定した旨の記載がある承認決定通知書（様式第4号（1））

施術期間の延長

施術期間が終了しても引き続き、労災はり・きゅう施術を受けることを希望する場合は、以下の書類を労働局長に提出し、引き続きの援護措置が特に必要であると認められた場合に限り、1年を限度として施術期間を延長することができます。

- ・ 労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書（様式第2号の2）

■ このリーフレットに関するお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

■ このリーフレットは、以下のウェブサイトに掲載しています
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-5.html>



被災労働者を雇用する事業主に対する援護金制度

この制度の趣旨・目的

業務災害、通勤災害または複数業務要因災害で特定の傷病（長期にわたる休業を要するもの）にり患した被災労働者は、段階的な就労が必要な場合があります。これを踏まえ、長期間療養している被災労働者の職場復帰を促進する措置を講じている事業主に対して「**長期療養者職業復帰援護金**」を支給します。

対象者

援護金は、以下の対象労働者を対象事業主が雇用した場合、対象事業主に対して支給されます。

以下の**すべてを満たす事業主**が対象事業主です。

- ① 労働者災害補償保険法の適用事業主
- ② 対象労働者に対して、段階的就労を行わせる、もしくは職種転換訓練を実施する事業主
- ③ 援護金の支給対象期間後も引き続き、相当期間の雇用を継続する事業主
- ④ 段階的就労または職種転換訓練のため、対象労働者が就業規則等で定める所定労働日数または所定労働時間就労しなかった場合であっても、所定日数または所定労働時間就労したものとみなして賃金を支払う事業主
- ⑤ 就労上の問題等について指導等を行う担当者を配置する事業主
- ⑥ 次の書類を整備している事業主

- ・対象労働者の就労状況が日ごとに明らかにされた出勤簿等
- ・対象労働者に対して支払われた賃金について、基本賃金とその他の諸手当が明確に区分されて記載された賃金台帳

- ⑦ 対象労働者※を雇用する事業主

※対象労働者とは、業務災害又は通勤災害により対象傷病※にり患し療養（補償）等給付を受け、おおむね1年以上にわたって休業している者であって、おおむね6か月以内に治ゆ※することが見込まれ、「期間の定めなく雇用される労働者」の方です。

※頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群または腰痛

※労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治ゆ」（症状固定）といいます。

対象事業主

▶ 裏面もご覧ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

支給額

長期療養者職業復帰援護金には、長期療養者就労援護金と長期療養者職種転換訓練援護金の2種類があります。

援護金は原則として、以下の金額の6か月分が一括して支給されます。

援護金は、6か月の期間途中で被災労働者の段階的就労または職種転換訓練を中止した場合には、支給されませんのでご注意ください。

長期療養者 就労援護金

事業主が対象労働者に対して1か月ごとに支払った賃金の3分の1の額。中小企業事業主は、対象労働者の賃金の2分の1の額。
上限額は月額80,000円です。

長期療養者職種 転換訓練援護金

職種転換訓練を実施した事業主に対して、対象労働者1人あたり**月額25,000円**。なお、対象労働者の受講日数が13日未満の場合の訓練援護金の月額額は、1,250円に受講日数を乗じた額となります。

申請方法

援護金の支給を受けようとする事業主は、対象労働者に段階的就労をさせる事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「監督署長」）を経由して、都道府県労働局長（以下「労働局長」）あてに以下の書類を添えて、申請してください。申請の結果は、労働局長から「長期療養者職業復帰援護金支給承認・不支給決定通知書（様式第2号）」により申請者に通知します。

なお、援護金の申請は、**被災労働者に対して段階的就労を行わせる、もしくは職種転換訓練の実施を始めた時点から1か月以内**に行う必要があります。

- ・長期療養者職業復帰援護金受給資格申請書（様式第1号）
- ・段階的就労・職種転換訓練実施計画表

労災保険への費用の請求

受給資格申請を行った事業主は、費用を請求する際、対象労働者に段階的就労をさせる事業場の所在地を管轄する監督署長を経由して、労働局長あてに以下の書類を添えて、申請してください。

- ・長期療養者就労・職種転換訓練援護金支給申請書（様式第3号）

なお、費用請求の申請は、対象労働者の支給対象期（6か月の期間）の援護金について、当該支給対象期に係る**最後の賃金支払日から1か月以内**に行う必要があります。

支給対象期の中で、この制度の適用を中止した場合は、最後に賃金を支給した日から1か月以内に、中止した理由とその日付が記載された書面を申請書に添付してください。

■このリーフレットに関するお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

■このリーフレットは、以下のウェブサイトに掲載しています
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-5.html>



振動障害者が共同で事業を行う事業体 に対する特別奨励金制度

この制度の趣旨・目的

振動障害にり患した人が共同で行う事業の振興を目的として、「振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金」（以下「特別奨励金」）を支給します。

対象者

以下の要件をすべて満たす事業体に特別奨励金を支給します。

- (1) 雇用の機会が限定された地域に居住する振動障害者及び振動障害者であった方（後述の計画書を都道府県労働局長に提出した日において治ゆ※後1年以内の方に限ります。以下「振動障害治ゆ者」）等で構成され、構成員による出資に基づいて共同で事業を行う営利団体

※構成員による出資に基づき共同で事業を行う営利団体とは、①民法上の組合（民法第667条）、②商法上の会社、③特別法上の組合（森林組合法等）が該当します。

※労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治ゆ」（症状固定）とといいます。

- (2) 新たに事業を開始した団体で、事業開始に伴い対象事業に利用する施設や設備を設置した団体
- (3) 長期的な事業運営が確実に見込まれ、組織と業務運営に関する規約等が整備されている団体
- (4) 構成員の総数が5人以上で、構成員の3分の2以上が振動障害者と振動障害治ゆ者で構成される団体（過去に特別奨励金の支給を受けた団体の構成員や構成員であった方は対象となりません。）

支給額

特別奨励金は、**事業施設等の設置に要した費用の3分の1の額**となります。

事業体を構成する振動障害者及び振動障害治ゆ者の人数が、

- (1) 3～5人である場合は**250万円**
- (2) 6～7人である場合は**400万円**
- (3) 8人以上である場合は**550万円**

が上限額となります。

なお、「事業施設等の設置」とは、新設、購入（土地を除く。）又は賃借に係る不動産、動産の引き渡しを終了したものをいいます。

また、「事業施設等の設置に要した費用」とは、事業体の事業の開始に伴い、当該事業の用に供する施設又は設備の新設、購入（土地、原材料及び消費財の購入は除く。）及び賃借に要した費用のうち計画日から事業施設等の設置を完了した日までに実際に支払われた費用となります。賃借については、**支払った額が1年分を越える場合は、1年分が限度**となります。

▶ 裏面もご覧ください

特別奨励金の支給対象から除かれるもの

- ・操業開始日の前日から起算して12か月前の日以前に行った事業施設等の設置に要した費用※
 - ・事業施設等の設置について、他の法令または条例の規定に基づき支給される類似の補助等の交付または交付決定を受けている場合
- ※「事業施設等の設置に要した費用」は、工事費、購入価格または賃借費用のうち計画日から完了日までの間に実際に支払われた費用です。完了日後に支払われる予定の額は含まれません。
賃借については、支払った額が1年分を越える場合は、最大1年分となります。

支給対象の費用とみなされないもの

計画日から完了日までの間に事業体が解約、売却等を行い、完了日の時点で対象事業体の事業の用に供されない不動産、動産に関する費用は、「計画日から完了日までに行った事業施設等の設置に要した費用」には含まれません。

以下の関係者等の間の取引で生じた「事業施設等の設置に要した費用」は支給対象に該当しません。

- ・事業体の構成員 ・構成員とその配偶者 ・構成員とその1親等以内の親族
- ・事業体が法人である場合は、当該法人とその代表者または代表者の配偶者、取締役との取引によって生じた費用

申請方法

事業施設等の設置を計画した時、事業の操業開始、事業の施設等設置完了の各段階において申請手続きが必要です。事業体の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「監督署長」）を経由して、都道府県労働局長（以下「労働局長」）あてに以下の書類を添えて、申請してください。申請の結果は、労働局長から「振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金支給・不支給決定通知書（様式第6号）」により申請者に通知します。

1 事業施設等の設置を計画した時（操業開始予定日の前日から1年前の日まで）

- ・振動障害者職業復帰促進事業計画書（様式第1号）
 - ・事業体の設立形態と構成員の出資の事実を確認できる書類
- 対象者に該当する場合は、労働局長から「振動障害者職業復帰促進事業計画受理通知書（様式第2号）」により申請者に通知します。

※計画書が受理されてから1年以内に創業が開始されない場合は、計画書が失効します。

2 事業の操業開始時（事業の操業開始日の翌日から1か月以内）

- ・振動障害者職業復帰促進事業操業開始届（様式第3号）

3 事業施設等の設置が完了した時（施設等の設置が完了した日の翌日から1か月以内）

- ・振動障害者職業復帰促進事業施設等設置完了届（様式第4号）
- ・振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金支給申請書（様式第5号）
- ・振動障害者職業復帰促進事業施設等設置費用申告書（様式第7号）
- ・価格、支払年月日、支払金額等の内訳書並びに施設又は設備の書類及び設置の態様に応じた証明書

※不動産を新設した場合は、不動産新設、販売、賃貸証明書（様式第8号）、動産を購入した場合は、動産販売、賃貸証明書（様式第9号）を使用してください。

※操業開始日から6か月以内に事業施設等の設置が完了しない場合、操業開始日から6か月後の日が完了日となりますのでご注意ください。

■このリーフレットに関するお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

■このリーフレットは、以下のウェブサイトに掲載しています
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-5.html>



頭頸部外傷症候群等の職能回復援護措置制度について

この制度の趣旨・目的

業務災害、通勤災害または複数業務要因災害により頭頸部外傷症候群等にり患した方の職業適応能力の回復を援護するため、職能回復援護措置を行います。

対象者

以下の要件をすべて満たす方が頭頸部外傷症候群等の職能回復援護措置（以下「職能回復援護措置」）制度の対象者となります。

■ ①～④の傷病を有する方

- ① 頭頸部外傷症候群
- ② 頸肩腕症候群
- ③ 腰痛
- ④ 減圧症

■ 障害等級第12級以上の障害（補償）等給付を受けた方

■ 職業適応能力が減退していて直ちに被災前の業務に従事することが困難であり、かつ就業のための技能の習得が必要な方

※労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治ゆ」（症状固定）といいます。

援護の内容

就業のための技能の習得を目的とした教習、講習等に参加した場合に、交通費や教材費等の費用を支給します。なお、**35,000円が上限額となります**。

申請方法

職能回復援護措置を希望する場合は、療養（補償）等給付の請求を行った労働基準監督署長（以下「監督署長」）の管轄区域を管轄する都道府県労働局長（以下「労働局長」）あてに以下の手順に従って、申請してください。

申請が承認・決定されると、職能回復援護措置を受けることができます。

1 申請

- ・職能回復援護申請書（様式第1号）

2 申請の承認決定・通知

申請が承認決定されると、申請者に以下の書類が送付されます。

- ・職能回復援護承認決定通知書（様式第2号）

3 職能回復援護措置を受ける

■ このリーフレットに関するお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

■ このリーフレットは、以下のウェブサイトに掲載しています
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-5.html>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

(2022.02)